

長寿の郷ロクハ荘あそび機器貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、長寿の郷ロクハ荘が所有するあそび機器（以下「機器」という）の貸出を行うことで、地域まちづくり協議会、NPO やボランティア団体などの市民活動、社会教育団体、福祉関係団体などの各種団体を対象に、機器を貸し出しを行うことで、世代間や地域間での交流を促進し、コミュニティの振興を図ることを目的とする。

（貸出機器と利用料金）

第2条 この要領により貸出しを行う機器及び料金は、別表に記載されているとおりとする。

（貸出対象者）

第3条 貸出対象者は、下記のとおりとする。

- （1）まちづくり協議会、町内会（老人会・子供会なども含む）
- （2）NPO 法人、ボランティア団体、社会教育団体、市民活動団体、スポーツ文化団体、青年会議所など営利目的でない団体、政治や宗教上の主たる目的としない団体としこれらについては、草津市内で開催される営利目的でない催しでのみの利用とする。

（貸出申請と受付開始等）

第5条 機器の貸出を希望する者は、機器利用申込書により申請を行うこととする。

- 1 貸出申請を行うものは、貸出希望日の2カ月前より予約申請を行うことができる。但し、利用日がロクハ荘の休館日（毎週月曜日※月曜日が祝日の場合は火曜日、第3日曜日、年末年始の休館日）の場合、その翌日から申請を受け付ける。
- 2 貸出期間は、使用前日（ロクハ荘が休館日の場合、その前日）から使用日翌日（ロクハ荘が休館日の場合、翌日）の間とする。
- 3 機器の貸出はロクハ荘の窓口において利用申込書に必要事項を記入し、利用料金を添えて提出することで終了とする。尚、電話及びFAXでの申し込み及び、仮押さえ等は受け付けない。また、申請した申込書の控えは申請者が必ず保管する。

（使用者の遵守事項）

第6条 機器を使用する者（以下「使用者」という。）は、機器の使用にあたって適切な管理に配慮するとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）機器を第三者に転貸する等、利用申込書に記載した目的以外での使用をしてはいけない。
- （2）機器を紛失または破損したときは、使用者は、直ちにロクハ荘にその状況を報告し、その指示に従うこと。

(3) 使用者の故意または重大な過失により、備品に損害が生じた場合は、その補填に対する費用を使用者が負担するものとする。

(返却)

第7条 機器の返却はロクハ荘窓口とし、申込者は貸出期間の翌日（ロクハ荘が休館日の場合はその翌日）とする。またはこの要領に違反したときは速やかにロクハ荘に連絡し、その指示に従う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、何らかの事象が生じた場合はロクハ荘の指示に従うものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する